

令和8年度 第1回 富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会

議事録

日 時：令和8年9月30日（水）13:00～14:30

場 所：甲府河川国道事務所 第5会議室（Web 併用）

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長挨拶
5. 議事
 - （1）富士川水系河川整備計画の点検について
 - （2）再評価 富士川総合水系環境整備事業
6. 閉会

◆開会

＜司会：笠井副所長＞

お時間になりましたので、ただいまより「令和8年度 第1回 富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会」を開催させていただきます。

当事務所の所長でございますが、公務で参加が遅れております。後ほど参加させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます、関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長の笠井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。これ以降、着座にて進行させていただきます。

本日は、国土交通省公共事業の再評価要領等に基づき、河川整備計画の点検並びに環境整備事業の事業再評価について本委員会でご審議いただき、その結果を後日開催されます関東地方整備局事業評価監視委員会へ報告することとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、事務局による記録・撮影を行っておりますので、あらかじめご了承ください。会議の進行にあたり何点かお願いがございます。本日は対面とWebを併用した開催となっております。Webでご参加の委員の皆様におかれましては、発言の際のみマイクをオンにいただき、お声がけいただくか、もしくは挙手ボタンにてお知らせくださいますようお願いいたします。

続きまして、取材の皆様にお知らせいたします。本日の会議の公開につきましては、記者発表にてお知らせしておりますとおり、カメラ撮りは委員長の挨拶までとさせていただきます。また、取材にあたりましては、注意事項等に従い、適切にご対応いただきますようお願いいたします。一般傍聴につきましてもご案内しておりますが、現時点で傍聴の希望はございませんので、ご報告をさせていただきます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料は、議事次第、委員会名簿、座席表、資料1「富士川水系河川整備計画の点検について」、資料2-①「富士川総合水系環境整備事業 再評価資料」、資料2-②「環境整備事業の様式集」、参考資料1「フォローアップ委員会規則」、参考資料2「フォローアップ委員会運営要領」、参考資料3「富士川水系河川整備計画」をお配りさせていただいております。不足の資料等ございましたら、事務局までお申し付けください。

◆委員紹介 、 ◆挨拶

<司会：笠井副所長>

続きまして、本日ご出席の委員の皆様を名簿順にご紹介させていただきます。委員の皆様には紹介させていただいた後に一言いただければと存じます。

最初に秋山信彦委員でございます。本日はWeb でのご参加です。秋山委員、よろしくお願いいたします。

<秋山委員>

東海大学の秋山でございます。本日はWeb での参加となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

浅見佳世委員は、本日ご都合によりご欠席となっております。大石哲委員に関しましても、本日ご都合によりご欠席となっております。

続きまして、昨年度に引き続き委員長をお願いしております、大槻順朗委員長です。よろしくお願いいたします。

<大槻委員長>

大槻でございます。本日もよろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

岡崎巧委員です。

<岡崎委員>

山梨県水産技術センターの岡崎です。よろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

風間ふたば委員です。

<風間委員>

山梨大学名誉教授でございます。水質が専門です。よろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

絹村敏美委員でございます。本日は、Web でのご参加でございます。

<絹村委員>

静岡県土地改良事業団体連合会の絹村でございます。本日はWeb にて参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

清水一也委員です。

<清水委員>

山梨県土地改良事業団体連合会の清水でございます。よろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

馬籠純委員です。

<馬籠委員>

馬籠でございます。よろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

武藤慎一委員です。

<武藤委員>

山梨大学の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

山内和也委員は、本日ご都合によりご欠席となっております。
続きまして、甲府河川国道事務所長よりご挨拶を申し上げます。

<立田甲府河川国道事務所長>

甲府河川国道事務所長の立田でございます。本日はご多用の折、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政にご理解とご協力をいただいておりますこと、改めてお礼申し上げます。

本日の議題の1点目といたしまして、昨年11月に変更いたしました河川整備計画の点検について予定しております。2点目といたしまして、環境整備事業の事業再評価を予定しております。これまでの事業進捗等を踏まえ、今後の対応方針原案のご審議を賜りたいと考えております。事務局からの説明に対し、委員の皆様方のそれぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見とご審議を賜りたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

本日のフォローアップ委員会ですが、委員全11名中、8名の委員にご出席いただいております。運営要領第3条に基づき、定足数である過半数を満たしておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◆委員長挨拶

<司会：笠井副所長>

続きまして、大槻委員長よりご挨拶をお願いいたします。

<大槻委員長>

委員長の大槻でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

今回の整備計画のフォローアップ委員会におきましては、先ほど所長からのご案内にもありましたとおり、昨年の11月に改定いたしました整備計画の進捗や、令和3年に評価を受けた環境整備事業について、5年が経過しましたので、再評価するということでございます。

令和7年の整備計画の改定では、気候変動や正常流量の確保や環境定量目標などの視点によ

る変更など大きく内容が追加されております。また、流域治水やネイチャーポジティブ、流域総合水管理といった新たな視点も加わっております。

そういった中での課題点などを見ながら、委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

また、このフォローアップ委員会を通じて、富士川全体がより良くなるよう祈っておりますので、よろしくお願いいたします。

<司会：笠井副所長>

ありがとうございました。カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。これより後の議事進行につきましては、大槻委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◆議事

(1) 富士川水系河川整備計画の点検について

<大槻委員長>

それでは議事に入らせていただきます。議題1「富士川水系河川整備計画の点検について」、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局：福武流域治水課長>

甲府河川国道事務所流域治水課長の福武と申します。よろしくお願いいたします。まず、「資料1」と右上に書いてございます「富士川水系河川整備計画の点検について」という資料をご覧ください。

資料1 ページ目をご覧ください。河川整備計画の点検についての記載になります。河川整備計画は当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更を行うものとなっております。

2 ページ目をご覧ください。河川整備計画の点検及び変更の流れを示しております。整備計画の点検にあたっては、必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされています。点検の結果、計画の見直しの必要がなければ、現計画に基づき整備を実施していき、変更の必要があれば、変更計画の検討等を進めていくこととなります。富士川水系河川整備計画は、近年の気候変動を考慮し、河川整備に関する新たな視点を取り入れ、昨年、令和7年11月に変更を行いました。今回の点検は、変更後初めての点検となります。

3 ページ目をご覧ください。これ以降が点検の内容となります。3 ページから17 ページまでは、点検の1つ目の視点である「流域の社会情勢の変化」についてです。昨年11月の変更以降、大きな社会情勢の変化はないと考えておりますので、説明を省略させていただきます。3 ページは流域の概要になります。

4 ページは災害発生時の影響、地域開発の状況についてまとめたものになります。

5 ページから7 ページをご覧ください。こちらは現状と課題を整理したものになります。5 ページには洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止・軽減に関する現状と課題を記載しております。堤防の整備状況につきましては、令和8年3月時点となります。現在の堤防整備状況は68.4%となっております。

6 ページ目をご覧ください。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題、河川環境の整備と保全に関する現状と課題をまとめております。

7 ページ目をご覧ください。河川維持管理の現状と課題、近年の豪雨災害や地震災害を踏まえた現状と課題をまとめております。

8 ページ目をご覧ください。こちらは、河川改修の経緯をまとめております。

9 ページ目をご覧ください。富士川水系では気候変動を考慮し、河川整備基本方針を令和 7 年 3 月に変更し、関係県会議・有識者会議・関係住民等の意見聴取を経て令和 7 年 11 月に河川整備計画を変更いたしました。

10 ページ目をご覧ください。10 ページには富士川水系河川整備基本方針の変更の内容を記載しております。11 ページと 12 ページには、昨年 11 月に変更いたしました富士川水系河川整備計画の変更内容を記載しております。

13 ページ目をご覧ください。過去の洪水等による災害発生の状況になります。富士川では令和元年 10 月洪水以降、大きな洪水被害は発生しておりません。

15 ページ目をご覧ください。災害発生の危険度になります。堤防整備率は少し上がりましたが、災害発生の危険度に大きな変化はありません。

16 ページ目をご覧ください。渇水と水質の状況をまとめたものですが、こちらも大きな変化はありません。

17 ページ目をご覧ください。地域の協力体制になります。令和 8 年 5 月に富士川流域における大規模氾濫減災対策協議会と富士川流域治水協議会を開催しました。引き続き、地域及び関係機関と連携し、取組を進めてまいります。

18 ページ目をご覧ください。点検の 2 つ目の視点である「地域の意見・意向」についてです。こちらは富士川改修促進期成同盟会等からの主な要望事項になります。地域の活性化や生活基盤の充実につながる事業を積極的かつ計画的に推進するようご要望をいただいております。

19 ページ目をご覧ください。点検の 3 つ目の視点である「事業の進捗状況」についてです。19 ページから 33 ページまでが整備計画に位置付けられた事業の進捗を示しております。令和 7 年 11 月の河川整備計画の変更後、完了した箇所はございません。現在、切石・手打沢地区の築堤と西八幡地区の護岸整備、大野地区護岸整備、木島地区河川防災ステーション、山梨市万力公園地区水辺環境整備を実施中です。

20 ページ目をご覧ください。現在、流下能力の確保のための対策として身延町の切石・手打沢地区の堤防整備を実施しております。手打沢地区は令和 7 年度に整備が完了しておりますが、切石地区につきましては、引き続き堤防整備を進めているところです。

21 ページ目をご覧ください。堤防の安全性を向上させるための対策として、現在、甲斐市の西八幡地区と、22 ページの山梨市の大野地区で護岸整備を進めています。

23 ページ目をご覧ください。危機管理対策として、現在、富士市にあります木島地区に河川防災ステーションを整備しており、令和 8 年度中に完成予定となっております。

24 ページ目をご覧ください。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項としましては、令和 8 年 3 月に「富士川流況改善連絡調整会」を設立し、富士川中流部の流況改善による良好な河川環境を創出するため、関係機関と連絡調整を始めました。

25 ページ目をご覧ください。人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備になります。詳細は 2 つ目の議題「富士川総合水系環境整備事業の事業再評価」でご説明しますが、現在、①万力公園地区において山梨市と連携し、水辺整備事業を実施しております。

26 ページ目をご覧ください。26 ページから 28 ページは維持管理に関する項目の進捗状況になります。洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項として、河道、堤防、樋門・樋管等の維持管理を実施しております。

27 ページ目をご覧ください。不法行為に対する監督・指導、河川等における基礎的な調査及び研究、地域における防災力の向上も引き続き取り組んでまいります。

28 ページ目をご覧ください。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項、河川環境の整備と保全に関する事項についての水質保全と、次のページの自然環境の保全・復元、自然環境の保全、河川空間の適正な利用、水面の適正な利用、景観の保全、環境教育の推進、不法投棄対策についても引き続き取り組んでまいります。

30 ページ、31 ページ、32 ページは事業着手時の流下能力図になります。今後、流下能力が満足していない区間の解消に向け、整備を進めてまいります。

33 ページ目をご覧ください。事業の効果の事例として、左側には身延町の大野地区の堤防整備を挙げています。築堤の完成により、戦後最大規模の昭和 57 年 8 月洪水と同規模の洪水に対する流下能力が確保できました。右側には、市川三郷町と富士市五貫島地区での水辺環境整備事業を挙げています。整備を行うことによって、利用者が増え、アンケートの結果より、整備に対する満足度が高いことが確認できます。

34 ページ目をご覧ください。点検の 4 つ目の視点である「事業の進捗の見通し」になります。富士川中流部の堤防整備等を進めるとともに、必要な箇所の侵食防止対策を進めてまいります。

35 ページ目をご覧ください。コスト削減の取組についてです。1 つ目は、河道内の流下能力の障害や、カメラによる監視の障害になっている樹木の伐採について、公募伐採や無償配布を実施しています。2 つ目は、流下能力の障害となっている堆積土砂の撤去について民間活用を図っています。3 つ目は、地元自治体や市民との協働による「清掃」や「特定外来生物の駆除」を実施し、コスト削減を図っています。

36 ページ目をご覧ください。点検の 5 つ目の視点である「河川整備に関する新たな視点」となります。気候変動への取組となり、9 ページでもご説明しましたが、令和 3 年 4 月の「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言を受け、富士川では、令和 7 年 3 月に富士川水系河川整備基本方針を変更し、令和 7 年 11 月には、富士川水系河川整備計画を変更しました。

37 ページ目をご覧ください。37 ページから 40 ページは、流域治水プロジェクトについてまとめたものです。令和 2 年 7 月の社会資本整備審議会の答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」において、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する流域治水への転換を進めることが示され、各種取組を実施しております。さらに、令和 6 年 3 月には気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、必要な取組を反映した流域治水プロジェクト 2.0 に更新しております。

38 ページ目をご覧ください。河川管理者に加え、各県、市町村等の関係者による富士川流域治水協議会において合意した「流域治水プロジェクト 2.0」の取組内容を取りまとめたものです。

39 ページ目をご覧ください。富士川水系流域治水プロジェクト 2.0 では、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組も実施しております。

40 ページ目をご覧ください。富士川水系流域治水プロジェクト 2.0 の具体的な取組内容となります。

41 ページ目をご覧ください。今後、富士川ではネイチャーポジティブを実現する川づくりを進めていきます。

42 ページ目をご覧ください。国土交通省では、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、多段階の浸水想定図及び水害リスクマップを順次作成・公表しています。富士川水系でも、令和 4 年 8 月 31 日に公表していますが、今後は、国管理河川以外の外水氾濫や下水道等による内水氾濫も考慮した図を作成・公表していく予定としています。

43 ページ目をご覧ください。変更した新しい河川整備計画にも記載しておりますが、今後は、富士川においても「流域総合水管理」を推進していきます。

44 ページ目をご覧ください。今回の点検結果の案になります。

富士川水系においては平成 18 年 9 月に河川整備計画を策定し、過去 2 回の点検を行い、事業を進めてまいりました。その後、気候変動を踏まえた「河川整備基本方針」の変更を受け、令和 7 年 11 月に「富士川水系河川整備計画」を変更し、今回が、変更後、初めての点検となります。今回の点検では、流域の社会情勢に大きな変化がないこと、河川整備計画に基づき着実に

事業を実施している状況であること、新たな視点についても考慮していること、地域より引き続きの事業実施の要望が寄せられていることなどを勘案し、点検結果としましては、「河川整備計画に基づく事業を継続実施し、早期に目標とする治水安全度の達成に向け整備を加速化していく」、「気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域内の関係機関との連携を図り、流域全体での取組を促進していく」、「現存する豊かな自然を保全するとともに、環境に配慮しつつ、安全かつ容易にふれあうことができる水辺空間の確保に関する整備を継続していく」とし、引き続き、現行の河川整備計画に基づき、事業を実施してまいりたいと考えております。

以上が、富士川水系河川整備計画の点検についての説明となります。

<大槻委員長>

ありがとうございました。事務局から「富士川水系河川整備計画の点検について」、ご説明をいただきました。それでは、挙手の上、ご発言をいただきたいと思います。

<絹村委員>

説明ありがとうございました。私からは2点、お願いと質問がございます。

1点目は24ページの「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」についてです。流況改善連絡調整会を進めていただいて、ありがとうございます。近年の気候変動により、豪雨と干ばつ、洪水と渇水が極端に二極化してきていると感じております。農業用水の利用者も大変渇水を心配しております。流域治水に農業者が協力するためにも、営農を農家の方がしっかりやって、農地を守っていく必要がありますので、引き続き利水面での配慮・取組を進めていただきたいというのが1点目です。

2点目は35ページの「コスト縮減」についてです。伐採木の有効活用は大変素晴らしい取組だと思っております。あわせて、刈草についても農業利用している地域がございます。利用希望者がいれば刈草についても有効活用を進めていただければ、流域の農業者の河川整備への理解や協力、コスト縮減にもつながると考えますので、そちらの方もお願いしたいと思います。

<事務局：福武流域治水課長>

ご意見ありがとうございます。1点目の流況改善連絡調整会につきましては、今年3月に立ち上げたばかりでございますので、利水者の皆様と情報共有を図りながら進めてまいりたいと思います。

2点目の刈草の有効利用につきまして、検討してまいりたいと考えております。

<絹村委員>

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

<大槻委員長>

他の委員の方はいかがでしょうか？

武藤委員、お願いいたします。

<武藤委員>

説明ありがとうございました。内容については特にありませんが、いろいろなところで大きな水害が発生している中で、山梨県内では近年大きな水害が発生していないため、「ここは安全なのではないか」という意見も聞こえてきております。しかし、安全なので、どんどん開発が進むといった懸念もあり、現在の安全はこれまでの河川整備や先人の方々の積み重ねによって保たれているのだということを、しっかりと広報・PRしていただくことが大事だと考えております。

<事務局：福武流域治水課長>

ご意見ありがとうございます。当方でもイベント等で広報させていただくこともあり、過去の洪水の被害をご説明させていただきながら、今、流域治水という考えもあり、皆様、一人ひとり自分事化として捉えていただき、被害軽減の行動をとっていただくというのをも併せて、お伝えさせていただいております。最近のニュースでもありますとおり、レベル4や5、紫や黒といった色付きでいろいろと情報も出させていただいていますので、いつそういった被害が自分の身に起こるかわからないということも含めて、分かりやすい広報やPR活動に努めてまいります。

<大槻委員長>

その他はいかがでしょうか？

風間委員お願いいたします。

<風間委員>

説明ありがとうございました。今も話が出ましたが、流域治水の観点から、雨水の制御を河川の中でするだけではなく、地域の人たちに協力いただいて、雨庭などのように陸地での雨水貯留についても、もう少し進めていただけるとありがたいと思っております。防災という観点から見ると、洪水を防ぐだけではなく、何かあったときに、雨水を上手に使うということができる人がたくさんいるということも流域の強みだと思いますので、何らかのアクションを進めていただけることを期待しております。

<事務局：福武流域治水課長>

ご意見ありがとうございます。富士川も流域治水協議会等で関係自治体が集まって、取組等を検討しております。また、イベント等の際にも皆様にPRしていきたいと思えます。

<大槻委員長>

雨水を浸透させることが必要で、富士川流域は、他の地域に比べると地形・治水共に非常にポテンシャルが高いと思います。浸透しやすい地盤である。そういったことも流域の皆さんにご理解いただけるといいのかなと思いました。

その他はいかがでしょうか？

それでは、私の方からも質問させていただきたいと思えます。

まず1つ目ですが、流域治水プロジェクトの中でも、霞堤を保全・活用していくことが記載されています。一方で、霞堤が今の流量で機能する状況にあるのか、機能したとしても限界がどの程度まであるのか、そういったことを検証していく必要があると思えます。堤防が道路と一体化している場所も多いですが、どのように連携して、場合によっては改良ということも視野に入れていただければと考えております。

2つ目は、42 ページ目では多段階浸水想定区域図と水害リスクマップについてご紹介いただいています。これは例として示されているものだと思いますが、甲府盆地中央部のあたりに浸水リスクがない状況になっています。実際はそうではなく、県管理河川の情報が入っていないので、このような状態になっていると思えます。特に内水氾濫の場合は、国の直轄河川より県管理河川や下水道の影響が大きいです。そういった情報も入れていかないと本来のリスクが見えてこないと思えます。こういった内水氾濫、千葉の水害などでは、ハザードマップで示されていないようなところが冠水して被害が出たことも踏まえたと、これからは、国と県がより連携を深めて、情報提供を推進していかないとはいえないと考えています。

最後に、43 ページ目に流域総合水管理について、「流域治水」と「水利用」と「流域環境」を一体に整備していくという大きなコンセプトが記載されています。特に「水利用」について、

富士川水系は、地下水利用が非常に盛んです。一方で、地下水に関して、どのくらい水利用が可能なのかといったような地下水に関するデータが必ずしも一元化されていません。どのくらい水が存在していて、どのくらいリスクがあるのかといったことが必ずしも明らかではないのかなと思っています。その第一歩として、地下水の情報を集約することです。その中では、大学でやっているような水の動きを推測する技術や様々な解析等と連携しながら、地域の水の利用をマネジメントしていく必要があるのかなと考えています。

このようなことが今後重要になってくると考えております。

<事務局：福武流域治水課長>

ご意見ありがとうございます。昨年変更しました河川整備計画には、1つ目の霞堤の保全、3つ目の流域総合水管理について、記載させていただきました。改定したばかりということもあり、これから、いろいろとアドバイスいただきながら、取組を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

2つ目の水害リスクマップにつきましては、今回、例として示させていただいた図面が1/10の確率の場合のものになりますので、浸水想定区域図よりは浸水範囲が狭いものになります。多段階浸水想定区域図は、想定最大規模だと、「本当なの？」と思うように浸水範囲が広く、水深の深いものが公表されていましたが、小規模な洪水だったらどうなるのかというものを示すために1/10、1/30、1/50というように確率を変えて、いろいろなパターンを示させていただいているものになります。これは、昔の計画のままで、まだ気候変動を考慮したものになっていないのですが、先ほどご指摘いただきましたとおり、これからは内外水一体型ということで、内水氾濫を考慮した浸水想定図を作成・公表させていただければと考えております。また、地下水マネジメントにつきましても、流域総合水管理の取組の中でデータ把握や研究機関・大学との連携を深めながら、今後の検討に活かしてまいりたいと存じます。

<大槻委員長>

ありがとうございます。その他いかがでしょうか？

風間委員お願いいたします。

<風間委員>

ありがとうございました。今の色々な議論をうかがっていて、改めて思ったのですが、私も、今日の委員会に参加者として出席しておりますが、今、ありましたとおり、流域治水については、「流域治水協議会」その他「富士川流況改善連絡調整会」等、大事な機関が設立されて、動いているようなので、そちらの情報につきましても、こちらの委員会の場で聞かせていただけるとありがたいと強く思いましたので、今後よろしくお願いしたいと思います。

<事務局：福武流域治水課長>

ご意見ありがとうございます。これまで情報提供させていただいておりませんでした。会議の資料と議事録はHPのほうで公表させていただいております。ただ、改めてこういう場で説明するような機会は設けていなかったもので、今後、こちらの委員会でも情報共有をさせていただきたいと思っております。

<大槻委員長>

ありがとうございます。お時間もありますので、次に移らせていただきたいと思います。「富士川水系河川整備計画の点検について」は、事務局提案のとおり「現行計画継続」ということで了承とさせていただいてよろしいでしょうか？

〔「異議なし」の声あり〕

<大槻委員長>

ありがとうございました。それでは、本件につきましては原案どおり承認といたします。

(2) 再評価 富士川総合水系環境整備事業

<大槻委員長>

続きまして、議題2「再評価 富士川総合水系環境整備事業」です。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局：福武流域治水課長>

資料2-①、富士川総合水系環境整備事業の資料をご覧くださいと思います。

資料を1枚めくっていただきますと、目次となっております。資料の構成としては「1. はじめに」、「2. 流域の社会情勢の変化」、「3. 事業の進捗状況と見込み等」、「4. 事業の投資」、「5. 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善」、「6. 関連自治体等の意見」、「7. 今後の対応方針（原案）」となっております。

1ページ目をご覧ください。はじめに今回の事業評価について、ご説明させていただきます。昨年11月の河川整備計画変更により、事業費・事業期間を見直し、総合水系環境整備事業計画を変更するため、1つ目の理由となります。2つ目は、前回の令和3年度に実施した再評価から5年が経過したため、今回、事業評価を実施します。計画の変更に伴い、整備箇所が減り、総便益と総費用が変わったことにより、結果として、B/Cが変わっております。

2ページ目をご覧ください。流域の社会情勢の変化、流域の概要をまとめたものになります。

3ページ目をご覧ください。事業を巡る社会経済情勢等の変化になります。

4ページ目をご覧ください。地域の協力体制・関連事業との整合性についてです。

国土交通省では、河川空間を活かした地域のにぎわいの創出を目指す取組として、平成21年にかわまちづくり支援制度を創設し、市町村等からの申請を受けて計画の登録を行い、ハード・ソフトの両面から支援を行っています。

富士川流域では、5市町が「かわまちづくり計画」を申請し登録されており、自治体と連携して水辺整備を実施してきました。

富士川の河川協力団体としては令和8年度に1団体追加となり、4団体が登録されています。これらの団体の活動に協力・支援し、河川の環境維持や、自然教育などを行っています。

5ページ目をご覧ください。河川環境等を取り巻く状況です。自然環境、景観について取りまとめたものですが、河川整備計画の点検でご説明したように、大きな変化はありません。

6ページは、水質について取りまとめたもので、こちらも大きな変化はありません。

7ページ目をご覧ください。河川の利用状況になります。

釜無川、笛吹川沿いは公園などが整備され、スポーツや水遊び、散策、イベントなど多様に利用されています。富士川中流の山間渓谷部はラフティングやアユ釣り等の水遊びで利用されています。河口部はグラウンド、公園等が整備され多くの人に利用されています。全体として、高水敷での散策・スポーツ等の利用が多くなっており、こちらも大きな変化はありません。

8ページ目をご覧ください。事業の進捗状況と見込み等、事業の目的と計画の概要になります。富士川の環境整備事業につきましては、水辺整備の分野で事業を実施しております。水辺整備では、沿川地方公共団体や地元住民との連携のもと、地域のまちづくりと一体となった、魅力ある水辺空間の整備を行い、水辺利用の促進や賑わいの創出を図っています。今回の事業評価では、平成15年から実施してきました8地区での整備が評価対象となります。

9ページ目をご覧ください。事業の進捗状況となります。①万力公園地区の整備期間が令和

11 年までで、現在整備中ですが、その他 7 箇所については、既に整備が完了しています。

10 ページ目をご覧ください。事業計画の変更についてです。沿川自治体との調整状況を踏まえ、環境整備事業の整備地区を 18 箇所から 8 箇所に変更しました。その結果、事業費が約 29 億 7,100 万円の減額、事業期間が令和 18 年度から令和 11 年度までに短縮となりました。今後は、河川空間の利活用ニーズの高まりにより、沿川地方公共団体による「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体と連携してかわまちづくり計画策定への支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施する予定です。

11 ページ目をご覧ください。今回の事業計画の変更に伴い、事業費は全体で約 29 億円の減額となっています。主な要因は整備箇所数の減少ですが、近年の労務費や資材価格の上昇など、物価変動の影響も反映しております。

12 ページ目をご覧ください。事業の見込み等、残事業についてです。①万力公園地区以外の 7 地区の整備は完了しています。残る①万力公園地区において、現在、基盤整備、河道整正を実施中です。こちらも、今年度中に完成予定で、整備完了後は、整備効果を確認するためのモニタリングを令和 11 年度まで実施予定としております。

13 ページ目をご覧ください。事業の投資効果、費用対便益の算定方法です。仮想的市場評価法（CVM）という、アンケート調査を用いて人々に支払意思額等を尋ねることで効果の価値を計測する手法を用いて便益を算定しています。

14 ページ目をご覧ください。環境整備事業の費用便益分析になります。予備調査の結果より、来訪頻度の変化点が見られる 11km 圏を受益範囲として設定し、アンケート結果から得られた支払意思額の値を用いて費用便益比を算出しています。費用便益比は 6.3 となります。

15 ページ目をご覧ください。富士川総合水系環境整備事業の前回、令和 3 年度の評価との比較になります。前回評価時から受益範囲の見直しを行った結果、受益世帯数が増加しました。一方で、整備計画の変更に伴い整備箇所数が減少したことから、事業費は減少しています。このため、便益及び費用の算定結果に変化が生じ、費用便益比が前回評価時と異なる結果となりました。

16 ページ目をご覧ください。総費用の積み上げについては、資料 2-②の様式集にあります。総費用が 64 億円、総便益 406 億円、費用便益比 6.3 となっております。

17 ページ目をご覧ください。主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善についてになります。5.1 の主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画の検討についてですが、河川整備計画変更による事業費・事業期間の見直しに伴い、総合水系環境整備事業計画について前回評価時から変更します。5.2 の代替案の可能性の検討は、富士川総合水系環境整備事業は、「水辺の楽校」への登録や「かわまちづくり計画書」等の計画立案段階から、地域住民、地元自治体等と議論を重ね、関係機関と連携して事業を実施中であり、現計画が最適と考えます。5.3 のコスト縮減の方策は、コスト縮減の取組として、地元自治体や市民との協働による「富士川流域一斉清掃」や「特定外来生物の駆除」などの取組によって、よりよい河川環境の維持が図られています。

18 ページ目をご覧ください。関係自治体等の意見になります。山梨県からは、「本県としては、対応方針（原案）のとおり、富士川総合水系環境整備事業を継続することについて異存ありません。本事業は水辺利用の促進や地域の賑わいの創出に寄与するものであり、本県にとって必要な事業であると認識しております。引き続き、事業の推進をお願いします。」また、静岡県からは、「対応方針（原案）について、異存はありません。富士川総合水系環境整備事業によって整備された遊歩道や水路、親水護岸などの良好な水辺空間は、誰もが安全に利活用できる場として、流域住民の散策や環境学習において重要な役割を担っています。今後も、富士川の魅力の向上や地域の活性化が図られるよう、市に対する支援・協力をお願いするとともに、関係施設の適正な維持管理をお願いいたします。」とのご意見をいただいています。

19 ページ目をご覧ください。今後の対応方針の原案となります。事業の必要性に関する視点では、誰もが安全かつ容易に利用できる良好な水辺空間の整備が求められており、事業の投資

効果ではB/Cが6.3と1.0を上回っています。事業の進捗の見込みの視点では特に大きな支障はなく、社会情勢等の変化に留意しつつ、関係機関や地元関係者等との調整を十分に行い、事業を実施していきます。主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案の改善の視点では、河川整備計画変更による事業費・事業期間の見直しに伴い、総合水系環境整備事業計画について前回評価時から変更します。代替案の可能性については、「水辺の楽校」への登録や「かわまちづくり計画書」等の計画立案段階から、地域住民、地元自治体等と議論を重ね、関係機関と連携して事業を実施中であり、現計画が最適と考えております。関係自治体と地元住民との協働による維持管理など、地域と連携しながら一層のコスト縮減に努めてまいります。

以上をもって、今後の対応方針の原案としましては、当該事業は、事業の必要性等に関する視点、事業の進捗の見込みの視点、主たる施設の事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点から「改善継続」が妥当であると考えております。

本日お配りしております資料2-②ですが、こちらは、アンケート調査の内容、CVMの調査結果、事業費等の根拠を取りまとめた資料となり、参考資料となります。

説明は以上となります。

<大槻委員長>

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から「富士川総合水系環境整備事業の事業再評価について」のご説明をいただきました。それでは、挙手の上、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか？

清水委員お願いいたします。

<清水委員>

ご説明ありがとうございました。私としては、再評価の原案について異存は特にありませんけれども、確認ということで、10ページの削除された箇所は、事業が着手されていないということよろしいでしょうか？

<事務局：福武流域治水課長>

はい、計画段階では候補として箇所は挙がっていたのですが、事業の着手に至っておりません。

<清水委員>

ということは、この削除された箇所は、今後何らかの形の中で、地域から要望が挙がってきたら、また整備がされる可能性があるというそういう理解でよろしいでしょうか？

<事務局：福武流域治水課長>

今後、地元の自治体から要望等ありましたら、連携をしながら、かわまちづくり計画等を策定し、整備をしていきたいと考えております。

<清水委員>

もし要望がありましたら、そちらの方にも目を向けていただきたいと思います。ありがとうございました。

<大槻委員長>

その他に関して、いかがでしょうか？

武藤委員お願いいたします。

<武藤委員>

ご説明ありがとうございました。費用便益分析についてですが、今回はCVMという仮想的市場評価法による評価で、資料として整備後の写真を作成していただき、「この整備をしたときにどれくらい支払えますか」という聞き方をされていると思います。CVMについては、整備後の姿をイメージしながら支払額を答えるのは回答者にとって難しいのではないかとよく言われます。そのため、不確実性や信頼性がよく問われる手法でもあります。一方で、こうした整備の効果はそのような方法でしか評価が難しいとも思います。今回、その方法をアンケートに適用して評価していただいていることについて、特に異論はございません。そのうえで、信頼性を補うものとして、トラベルコスト法的な方法もご検討いただけたらよいと思います。今回の整備は、安全性が確保される、水辺に行きやすくなるといった内容ですので、ポイントは整備によって利用が増えるかどうかです。人は良いと感じれば利用するという行動をとります。それが実際にデータとして表れれば、皆さんが活発に利用されているということになり、その結果が便益に反映されます。この考え方は分かりやすいのではないかと思います。

これは質問ですが、7ページの利用形態や場所の割合、利用実態調査についてです。こういった調査で、過去の整備で利用量が増えているかどうか、そのあたりは、今回、令和6年度の単年度だけなのでわかりません。ただ、整備をしても夏場、かなり暑くなっているのも、逆に利用が減少してしまったとか、一概に整備をして利用が増えているかどうかというのでは判断できないような面もあるとは思いつつ、実態として、整備をしたら、皆さん利用されていますよというものがもしあれば、ご紹介いただきたいと思った次第です。データがなければ、またご確認いただければと思っております。

<事務局：福武流域治水課長>

7ページの河川空間利用実態調査のデータは、河川水辺の国勢調査で定期的の実施しているものを記載させていただいております。今回の環境整備事業で整備した箇所につきましては、先ほど万力公園事業のところでもご説明させていただきましたが、整備完了後に3年間モニタリングすることとなっております。この時に、利用者数のデータを取る予定です。このまま、追加事業の箇所がなければ、次回の事業評価は事後評価となりますので、その時にデータをお示しさせていただければと考えております。調査を実施し、利用者の増加や利用形態の変化などのデータを取得しております。今後はこうした実績データを併せて示し、評価の客観性・信頼性を高めてまいりたいと考えております。アドバイスありがとうございました。

<大槻委員長>

手法については、これでないといけないというのは、ないのですか？透明性があれば、という手法を使っても構わないということなのでしょうか？

<事務局：福武流域治水課長>

今回のような環境整備事業に関しては、原則的にはCVMを採用するということになっております。

<武藤委員>

手引きなどで、CVMでということになるのだと思います。ですから、これ自体は問題ないと思います。

<大槻委員長>

その他に関して、いかがでしょうか？

馬籠委員お願いいたします。

<馬籠委員>

ご説明ありがとうございました。小さなコメントになってしまうのですが、この資料の5ページ目に河川環境等を取り巻く状況について書かれているのですが、例えば3ページ目、4ページ目は、この5年間での変化について書かれているのですが、河川環境等でも、治水事業を考えると、整備期間中のなかで分かってきたこととか、地域から上がってきた心配事や変化というものが書かれているとより良かったかなと思います。というのは、気温上昇等で生物相の場の変化とかそういったものを危惧する声も聞くことも増えてきましたので、調査結果ではなくて、そういった懸念の声を聞くことでも結構ですが、そういったことを聞くことで、こういった事業の有用性が明らかになると思いました。

<事務局：福武流域治水課長>

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

<大槻委員長>

その他に関して、いかがでしょうか？

風間委員お願いいたします。

<風間委員>

今の馬籠委員のお話と関連するかもしれないですが、5ページの河川環境を取り巻く環境とありますが、今、鹿とか猪が、川がコリドーになっている話とか、まだ甲府盆地では熊はそれほど深刻ではないですが、野生の動物の動きが大きく課題になっていくと思います。これは、国管理の話だけではないと思いますが、また、県とかと連携しながら、川の中の生き物たちの生息場所でどこを守ってどこを除いていくのかということもあると思います。世の中、状況というのは変わってきているので、ステレオタイプの河川環境はこういう風に保全しますというだけではなくて、やらなければならないことを認識しながら、そういうことを、資料に入れていただけるとありがたいと思います。私が感じるのは、木の伐採とか川の中の生き物たち、生物保全という点では、ハビタットをたくさん残すことがよかったのですが、今、逆に動物たちのコリドーになって、周辺の農家であったり、場合によっては、住んでいる人たちへの影響も出てきてしまっているので、そのあたりをどのように上手にやっていくかということのも、実は大きな問題ではないかと思います。是非よろしくお願ひしたいと思います。

<事務局：福武流域治水課長>

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

<大槻委員長>

その他に関して、いかがでしょうか？それでは、私の方からも質問させていただきます。

10ページですが、整備箇所が18箇所から8箇所に減少しております。地方公共団体の方から整備してほしいという要望がないと整備しないということですし、その後の維持管理を考えると、必ずしも地方公共団体の方から手を挙げるとは限らないと思います。もしかすると、整備手法が存在することや、そういう設計による整備が他のところでなされているといった支援、そういうことも含めて、もう少しプッシュ型で、地方公共団体に展開するということもありえるのではないかなと思いました。そういうものは、潜在的なニーズで、そういう水辺があることによって、町に利活用しやすくなるようなそういう場が生まれます。そういう目に見えていいいいことがあるんだということをお伝えしながら、地方公共団体から見て、かわまちづくりの制度がもう1回見直されるような状況を作っていくということのも大事ではないかと思っています。

<事務局：福武流域治水課長>

ありがとうございます。自治体からこういうことをやりたいという相談を受けたときに、こういう制度がありますよ、こういうのを活用すればこうなりますよというのも当方からも積極的にアピールする必要があるというのを、改めて今のお話を聞いて思いました。また、富士川だけでなく他にもいろいろな事例がありますので、そういうものを当方からも積極的にアピールする必要があると思いました。ご意見ありがとうございます。

<大槻委員長>

他にご意見等はございませんでしょうか？ご意見が出尽くしたようですので、今いただいた意見を踏まえまして、原案である「改善継続」を本委員会の承認としてよろしいでしょうか？

〔「異議なし」の声あり〕

<大槻委員長>

ありがとうございます。それでは、議題2につきましても原案どおり承認といたします。

◆閉会

<大槻委員長>

本日用意いたしました議題はすべて終了いたしました。委員の皆様の円滑な進行へのご協力に感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。

<司会：笠井副所長>

大槻委員長、議事の進行、誠にありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、本日ご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日の資料につきましては、運営要領第6条に基づきまして、国土交通省甲府河川国道事務所のホームページにて一般公開させていただきます。議事録につきましても運営要領に基づきまして、委員の皆様にご確認いただいた後、ホームページにて一般公開させていただきます。議事録は作成次第、お送りさせていただきますので、ご確認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、「令和8年度 第1回 富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会」を閉会とさせていただきます。Web参加の方々につきましては随時ご退出いただければと思います。本日は誠にありがとうございました。